

	地区の区分	名称面積	A 地区	
			約	62.2ha
地 区 整 備 に 関 連 す る 事 項	地区施設の配置及び規模		緑地 (計画図のとおり) 緑地 約2.46ha 約1.94ha	
	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物 (これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	180m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線 (隅切部分を除く) 1.5m (2)その他の敷地境界線 1.2m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの	
	制限	建築物等の高さの最高制限	1.建築物等の高さは現状地盤面から10m以下とする。 2.軒の高さは7m以下とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、所有者自己用のもので表示面積1m以下とする。 4.屋根上にテレビアンテナを設置してはならない。 ただし、アマチュア無線等のアンテナを設置する場合は、近隣住民に電波障害を与えないよう留意し、周辺住民の了解を得て設置するものとする。 5.建築物の敷地については、現状地盤高を変更してはならない。 ただし、造園等による変更については、この限りではない。 6.歩道、緑帯、植樹帯を横断して利用する車庫を設置してはならない。 ただし、歩道等を横断する以外に設置できない場合はこの限りではない。	
		かき又はさくの構造の制限	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)高さ1m以下の透視可能な金属製フェンス (2)道路に沿って幅0.4m以上の植樹帯を設けた上で設置する高さ1.2m以下のもの (3)物置、勝手口等の目隠しを目的とするもので高さ2.3m以下で延長が3m以下の木製又は金属製のもの	

	地区の区分	名称面積	B 地区	
			約 11.9ha	
地区の整理に備える計画事項	建築物等の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物(これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)兼用住宅(獣医院は除く) (3)幼稚園 (4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	180m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線(隅切部分を除く) 1.5m (2)その他の敷地境界線 1.2m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの	
		建築物等の高さの最高制限	1.建築物等の高さは現状地盤面から10m以下とする。 2.軒の高さは7m以下とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、所有者自己用のもので表示面積1m以下とする。 4.屋根上にテレビアンテナを設置してはならない。 ただし、アマチュア無線等のアンテナを設置する場合は、近隣住民に電波障害を与えないよう留意し、周辺住民の了解を得て設置するものとする。 5.建築物の敷地については、現状地盤高を変更してはならない。 ただし、造園等による変更については、この限りではない。 6.歩道、緑帯、植樹帯を横断して利用する車庫を設置してはならない。 ただし、歩道等を横断する以外に設置できない場合はこの限りではない。	
		かき又はさくの構造の制限	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)高さ1m以下の透視可能な金属製フェンス (2)道路に沿って幅0.4m以上の植樹帯を設けた上で設置する高さ1.2m以下のもの (3)物置、勝手口等の目隠しを目的とするもので高さ2.3m以下で延長が3m以下の木製又は金属製のもの	

	地区の区分	名称面積	C 地区		
			約 0.2ha		
地 区 の 整 制 備 に 関 す る 計 画 項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物(これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店、事務所、病院、診療所(兼用住宅は除く) (2)共同住宅 (3)ホテル・旅館、獣医院、遊戯・風俗店、学校、宗教施設、工場・倉庫等		
	建築物の敷地面積の最低限度		180㎡ ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。		
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線(隅切部分を除く) 1.5m (2)その他の敷地境界線 1.2m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの		
	建築物等の高さの最高制限		1.建築物等の高さは現状地盤面から10m以下とする。 2.軒の高さは7m以下とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限		1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、所有者自己用のもので表示面積1m以下とする。 4.屋根上にテレビアンテナを設置してはならない。 ただし、アマチュア無線等のアンテナを設置する場合は、近隣住民に電波障害を与えないよう留意し、周辺住民の了解を得て設置するものとする。 5.建築物の敷地については、現状地盤高を変更してはならない。 ただし、造園等による変更については、この限りではない。 6.歩道、緑帯、植樹帯を横断して利用する車庫を設置してはならない。 ただし、歩道等を横断する以外に設置できない場合はこの限りではない。		
	かき又はさくの構造の制限		敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)高さ1m以下の透視可能な金属製フェンス (2)道路に沿って幅0.4m以上の植樹帯を設けた上で設置する高さ1.2m以下のもの (3)物置、勝手口等の目隠しを目的とするもので高さ2.3m以下で延長が3m以下の木製又は金属製のもの		

	地区の区分	名称面積	D 地区				
			約 3.7ha				
地区の制限	建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物(これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅 (2)兼用住宅 (3)病院、診療所 (4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (5)店舗、百貨店、飲食店、事務所				
			建築物の敷地面積の最低限度	100m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。			
				壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線(隅切部分を除く) 1.0m (2)その他の敷地境界線 1.0m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるものはこの限りではない。		
					建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、美観、風致等を良好に保つものとする。 4.屋根上にテレビアンテナを設置してはならない。 ただし、アマチュア無線等のアンテナを設置する場合は、近隣住民に電波障害を与えないよう留意し、周辺住民の了解を得て設置するものとする。 5.建築物の敷地については、現状地盤高を変更してはならない。 ただし、造園等による変更については、この限りではない。	
						かき又はさく	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとするか透視可能な金属柵等でなければならない。
かき又はさくの構造の制限	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとするか透視可能な金属柵等でなければならない。						

	地区の区分	名称面積	E 地区				
			約 0.7ha				
地区の制限	建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物(これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅 (2)兼用住宅 (3)病院、診療所 (4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (5)店舗、百貨店、飲食店、事務所				
			建築物の敷地面積の最低限度	180m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。			
				壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線(隅切部分を除く) 1.0m (2)その他の敷地境界線 1.0m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるものはこの限りではない。		
					建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、美観、風致等を良好に保つものとする。 4.屋根上にテレビアンテナを設置してはならない。 ただし、アマチュア無線等のアンテナを設置する場合は、近隣住民に電波障害を与えないよう留意し、周辺住民の了解を得て設置するものとする。 5.建築物の敷地については、現状地盤高を変更してはならない。 ただし、造園等による変更については、この限りではない。	
						かき又はさく	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとするか透視可能な金属柵等でなければならない。

	地区の区分	名称面積	F 地区	
			約 1.2ha	
地区の整理に関する事項	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物(これに付属する建築物を含む。)以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅 (2)自動車車庫、事務所 (3)幼稚園 (4)老人ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉ホーム (5)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	200m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りではない。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1)道路境界線(隅切部分を除く) 1.0m (2)その他の敷地境界線 1.0m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は、建築物の部分で外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるものはこの限りではない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の屋根、外壁及び自動車車庫並びに門の形態及び意匠は周囲との調和を図るものとする。 2.擁壁の形態及び意匠は、周囲との調和を図るものとする。 3.屋外広告物については、美観、風致等を良好に保つものとする。	
		かき又はさくの構造の制限	敷地の周辺に設置するかき又はさくは、生がきとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1)透視可能な金属製フェンス (2)道路に沿って植樹帯を設けた上で設置する高さ1.2m以下のもの (3)騒音防止用に設置する防音壁	